

はだのアート復活事業助成金交付要綱

(令和2年10月12日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、作品発表会等の事業の自粛を余儀なくされた文化芸術関係者のうち、その代替となる事業を実施するものに対し、予算の範囲内においてはだのアート復活助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、文化芸術活動とは、次に掲げる分野のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
- (2) 生活文化等(茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等)
- (3) 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等)
- (4) 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
- (5) 文化財等(有形文化財及び無形の文化財等)
- (6) メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)
- (7) その他本市における文化芸術活動の向上及び普及に大きく役立つと認めるもの

(助成対象者)

第3条 助成金の対象とする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるものとする

- (1) 個人 本市内に住所、勤務地又は文化芸術活動の拠点を有し、本市内において日頃から文化芸術活動を行っている者並びに本市外に住所を有する者で、本市内において文化芸術活動を行い、本市における文化芸術活動の向上及び普及に大きく役立つと認めるもの
- (2) 団体 本市内に文化芸術活動の拠点を有し、主に本市内においてその活動を行っている団体並びに本市外に文化芸術活動の拠点を有する団体で、本市内においてその活動を行い、本市における文化芸術活動の向上及び普及に大きく寄与すると認めるもの(いずれも所在地及び代表者が明らかであって、その運営に係る規約を有している団体に限る。)

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象とする事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 文化芸術活動としての作品発表、展示、公演、講演会、シンポジウム等を、本市内において広く市民を対象として開催する事業
 - (2) 前条に規定する個人又は団体が主催する事業
 - (3) 令和2年2月20日から令和4年3月31日までに実施予定であった事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止され、又は延期されたものであり、かつ、その代替となる事業が令和4年4月1日以後に開催された事業又は開催される事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
 - (2) 政治、宗教若しくは選挙運動を推進する事業又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (3) 営利又は宣伝のみを目的とする事業
 - (4) 本市の他の制度による助成金等の対象となっている事業
(助成対象経費)

第5条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に当たり必要となる会場等使用料及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費の総額とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の額とし、5万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、はだのアート復活事業助成金交付申請書（第1号様式）に、令和2年2月20日から令和4年3月31日までの間において事業を実施する予定であったことがわかる書類を添えて、申請するものとする。

- 2 助成金の交付の申請を受け付ける時期は、年度ごとに別に定める。

（交付の決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、はだのアート復活事業助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が助成対象事業の要件を満たさなくなったとき又は助成金の交付が不要になったときは、速やかにはだのアート復活事業助成金交付申請取下げ届（第3号様式）を提出し、申請の取下げをするものとする。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、その申請に係る交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更の申請）

第10条 交付決定者が、助成対象事業の内容の変更をしようとするときは、はだのアート復活事業助成金交付変更申請書（第4号様式）により申請するものとする。ただし、助成対象経費内訳の各項目において、20パーセント以内の減額の変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、はだのアート復活事業助成金交付変更決定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（事前着手）

第11条 第7条の規定による申請をするもののうち、交付の決定の日前までに事業の事前着手が必要となるものは、助成対象事業事前着手届（第6号様式）を提出するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、第8条の規定による交付の決定がされた助成対象事業が完了した日又は本市の会計年度が終了した日のいずれか早い日の翌日から起算して14日以内に、実績報告書（第7号様式）を提出するものとする。ただし、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から14日以内に提出するものとする。

（額の確定等）

第13条 前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定したときは、はだのアート復活事業助成金交付額確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、その通知を受領した日の翌日から起算して10日以内に、助成金交付請求書（第9号様式）を提出するものとする。

（助成の回数）

第15条 助成金の交付回数は、中止され、又は延期された事業1件につき1回までとする。ただし、代替事業の開催期間が年度をまたぐときは、開催期間が属する年度ごとに1回までとする。

(資格要件)

第16条 助成金を受けることができるものは、市税等を完納しているものに限るものとする。

(助成金返還請求)

第17条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者は、既に交付を受けた額の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。